

## 1 促進計画の区域

別紙地図に掲載のとおりとする

## 2 促進計画の目標

### 1 甲佐町全域

#### (1) 現状

本地域は、熊本県の中心である熊本市より南方 22km の地点に位置し、東西 11km、南北 10km、土地総面積 57.87km<sup>2</sup> である。東は山都町、西は熊本市(旧城南町)、南は美里町、北は御船町に隣接する。町中央を貫流する緑川沿いに水田地帯が広がる。また、東部に甲佐岳、南部に乙女台地、北部に御船台地を有する中山間地域である。なお、農業振興地域は東部の森林地域(大字上早川、坂谷、小鹿)を除いた面積であり、丘陵地では、稲作を中心にみかん、栗などの複合経営が行われている。平坦部では稲作、麦及び大豆の栽培を中心に、本町の特産品である、ニラ及び花木等の栽培も盛んとなっている。

人口の推移は、平成 12 年の 12,012 人から平成 22 年の 11,181 人へ 10 年間で 831 人減少(減少率△6.9%)し、昭和 40 年以降、以前として減少が続いている。こうした人口の減少は今後も続くものと予想され、なかでも若年層の減少は本町の活力の低下はもとより、農業経営や集落自治等へもたらす影響が大きく、農家では農業従事者の不足を招いて農業後継や農地利用の問題、集落では住民自治活動の衰退、集落コミュニティの弱体化などが強まる懸念されている。

そのため、生産条件が悪い農地の耕作放棄や農地利用の低下による耕作放棄地及び遊休地の増加、農業用水施設等の維持管理の困難などが生じつつある。こうした地域は、特に中山間地域の迫田や未整備農地、傾斜地の農地が多い。水田は、農業生産のみならず水源涵養や水害防止等の多面的機能を持ち、下流域に与える影響も大きく、こうした機能は今後も維持・持続させる必要がある。

また、農用地や農業施設の再生・保全整備を行うとともに、「人・農地プラン」の作成と集落営農の法人化を含んだ各地域の組織づくりを早急に構築し、地域ごとに農地の流動化対策等を進め、農用地の保全や地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(ア) 宮内地区は中山間地域であり、米・果樹が主であり果樹は栗・梅が主な作目である。

今後は、農道などの整備により機械化作業体系の確立を目指し、生産性の向上、作業の効率化が望まれる。

また、地区では梅のジャム作りが行われており、販売の動向をみながら、今後加工施設等の整備も検討が必要である。

(イ) 甲佐地区は、米・果樹・花卉が主な作目である。水田地帯については、ほとんどが県営・団体営の圃場整備事業が実施されているため、今後は作目の集団化を推進し、生産団地の形成と省力化を推進することが必要である。

また、果樹（みかん）地帯については、農村基盤総合整備事業等により農道の整備を図り、大型機械の導入を容易にし、生産性の向上と作業の効率化を図る必要がある。花きでは、豊内台地については農道等を整備し、作目の集出荷を容易にするなど、また、水田地帯ではハウス等の施設の整備を促進し、生産性の向上に努める必要がある。

(ウ) 竜野地区の主要作目は米・野菜・果樹・畜産等である。水田については、下横田の平坦地域と竜野川水系の水田地帯からなっており、ほとんど整備済みのため各作目の集団化を図り、生産性の向上に努める必要がある。

(エ) 乙女地区は、緑川水系の水田地帯と乙女台地の畑地帯からなっており、米・野菜・花き・畜産等が主な作目である。今後乙女台地の圃場整備を実施し、大型機械の導入を図り作物の団地化を促進することが必要である。

(オ) 白旗地区は、水田地帯で米・麦・大豆と畜産が主な作目である。今後は糸田地区の用排水路の分離整備・農地の集団化を図り、大型機械の導入を推進して生産性の向上を図る必要がある。

## (2) 目標

本町は農業が主体の食糧生産・供給の町であることに再度視点を置き、地域環境保全及び農村環境保全などの環境保全に資する農業生産の確保を図り品質の高い農産物の生産を推進する。

また、農業者、非農家の理解や協力を求め、兼業農家と専門的農家が分担、協力していくことが大切である。そして、活動の中心となる者を対象に、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術等の研修会等を行い、地力作り、緑肥作物利用、草生利用、堆肥等の有効利用、環境保全・美化、土づくり活動等について、話し合いと合意形成を図っていく。

このことにより、(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第3条第3項第1号、第2号及び3号に掲げる事業を推進し地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(ア) 宮内地区は山間地域であることから、水田は小規模に分散した迫田・棚田がほとんどで、圃場整備は困難な状況にあるため、農道の新設・改良・舗装等を積極的に行い、中・小型機械の利用が可能な整備を推進し作業の効率化と生産性の向上を図り、(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号、第2号及び3号に掲げる事業により、農村環境の保全を推進し、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

(イ) 甲佐地区は、当地区の水田118haについては約94%が整備済みであり、水稻・花卉、ニラ等を組み合わせた経営であるが土地の利用率はまだ低い。今後は、作物の集団化を促進し土地利用率の向上と経営の安定化を図る。豊内台地の畑については現在花卉の生産団地を形成しているが、道路が狭く、作業効率を阻害しているため、農道網の整備を行

い、農業生産の向上を図る。また、寒野台地の畑については現在みかんの生産台地を形成しており農道等の整備により作業の効率化が図られている。今後は甲佐みかんのブランド化の定着を図り、(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号、第2号及び3号に掲げる事業により、農村環境の保全を促進し、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

(ウ) 竜野地区は、水田は中横田と上早川の中山間地区の水田と下横田の平坦な水田があり、中山間地区の一部の水田を除き圃場整備は終了している。畑については農道の整備が不十分であるため荒廃化が進みつつある。今後は、未整備の水田の圃場や畑の農道等整備を推進して、効率的な農作業と農用地の有効利用を図り、(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号、第2号及び3号に掲げる事業により、農業生産の向上と農村環境の保全を促進し、環境と調和した農業の推進に取り組むこととする。

(エ) 乙女地区の水田は、緑川水系の麻生原・津志田・田口・府領と錦郷川水系の世持・南三箇・中山地域がある。ともに圃場整備は終了しているが土地の利用率が低いので、麦、スイートコーン等裏作の推進と露地菊、クジャク草等の花卉栽培の推進を図るとともに、

(1)

を踏まえ、法第3条第3項第1号、第2号及び3号に掲げる事業により、効率的な農作業と農用地の有効利用を図り、農業生産の向上と農村環境の保全を促進する。

(オ) 白旗地区は、ほとんどが水田で、一応水田営農に対応しうる用排水路の分離が行われている。今後も近代化農業に対応した良好な生産農地の創出を進めるとともに、(1)を踏まえ、法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業により、効率的な農作業と農用地の有効利用を図り、農業生産の向上と農村環境の保全を促進する。

### 3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	宮内地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	甲佐地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
③	竜野地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
④	乙女地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
⑤	白旗地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域を設定しない。

## 5 その他促進計画の実施に関し甲佐町が必要と認める事項

### 1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係る事項

#### (1) 推進体制

基本方針に定める、県及び町、農業者団体等の多様な主体により地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制に参画する。

### 2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係る事項

#### (1) 対象地域及び対象農用地

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全のに向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が、1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合には、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

特定農山村法、過疎法により全域指定（甲佐町全域）

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑・草地 15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回って、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

#### 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑・草地 8 度以上）は、すべて交付の対象とする。

(a) 一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合

(b) 一団の急傾斜農用地と営農上の一体性を有する場合

#### (2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1 ha 未満である場合において、農用地面積が 0.8 ha 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1 ha 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

### (3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、直ちに認定農業者にはなれないが、将来認定農業者になることが確実と認められる者、又は認定農業者と同等の経営レベルにある者などちよう町長が認定する者とする。

### (4) その他必要な事項

#### ① 土地改良通年施行等の取り扱いについて

##### ア 土地改良通年施行の対象事業の範囲

(ア) 土地改良通年施行は、次の掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

a 当該年度の6月30日までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

b 当該年度内に事業が修了すること。

c 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

(イ) (ア)の土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

a ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

b 客土事業

c その他土地改良事業等のうち a 又は b に該当する工種

##### イ 土地改良通年施行に係る農地の取り扱い

アの土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

ウ 土地改良事業等の実施等により対象要件に変化があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を平成26年度まで交付金の交付対象とすることができる。

#### ② 地目及び農地形状等の変更による交付単価

ア 地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

イ 土地改良事業等の実施等により勾配の判定に変更があった場合

(ア) 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の単価とする。

(イ) 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

#### ③ 農業生産条件の強化に必要な工種について

3の(4)のイの(ア)のe 農業生産条件の強化に必要な工種は、下記の工種に「その他

町が認めるもの」とする。

工種	作業内容
ほ場整備	<p>&lt;区画整理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎</li><li>客土・土壌改良材の投入</li></ul> <p>&lt;暗渠排水&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設</li></ul>
水路工	<ul style="list-style-type: none"><li>・現場施工による用排水路の敷設</li><li>・水路（コンクリート2次製品）の設置</li><li>・取水、分水施設の設置</li><li>・ポンプ場の新設・更新</li><li>・ため池の新設・改修</li></ul>
道路工	<ul style="list-style-type: none"><li>・農道の新設、拡幅</li><li>・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装</li></ul>

④ 上記で定めていない事項が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。